

# 売 買 契 約 書

売 払 人 能代市長 齊藤 滋宣（以下「売 払 人」という。）と買受人（以下「買受人」という。）とは、次の条項により、間伐木の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 売 払 人、買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金 円とする。

（代金の支払）

第 4 条 買受人は、売買代金を本契約締結後、売 払 人の指定する所定の方法により 1 4 日以内に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権は、代金完納と同時に買受人に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第 6 条 売 払 人は、前条により売買物件の所有権が移転したときに、当該物件を買受人に引き渡すものとする。

（契約不適合）

第 7 条 買受人は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第 8 条 売 払 人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 9 条 買受人は、本契約に定める義務を履行しないために売 払 人に損害を与えたときは、第 3 条の代金の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を損害賠償として売 払 人に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 10 条 本契約に要する費用は、売 払 人の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し疑義のあるときは、売払人、買受人協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人、買受人は記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 能代市上町1番3号  
能代市長 齊藤 滋 宣

買受人

【売買物件の表示】

場 所 能代市二ツ井町駒形字一ノ又沢地内  
間伐木 (杉)

長級 2.00m	径級 18cm~24cm	457本	41.330m <sup>3</sup>
	径級 26cm~46cm	133本	20.922m <sup>3</sup>
長級 4.00m	径級 3cm~11cm	349本	14.742m <sup>3</sup>
	径級 12cm~16cm	1,567本	127.816m <sup>3</sup>
	径級 18cm~24cm	1,381本	228.112m <sup>3</sup>
	径級 26cm~46cm	256本	81.756m <sup>3</sup>